

個人住民税の年金からの徴収月(引き落としされる月)と

引き落とされる税額について

(1)新たに特別徴収が始まる年度は、納付書や口座振替での納付も必要です。

新たに公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)が始まる方の場合、引き落とし開始は **10月支給の年金**からとなります。**引き落とし開始前の6月・8月には、公的年金等の所得に対する年税額の1/4ずつを納付書または口座振替で納付する必要があります。**

10月になると、年金等の所得に係る**年税額の1/6**ずつが、支給される年金から引き落としとなります。

■例えば公的年金等に係る年税額が12,000円とすると

徴収方法	納付書等で納付(普通徴収)		年金特別徴収		
	納期限		徴収月		
納期限 徴収月	第1期(6月末)	第2期(8月末)	10月	12月	2月
公的年金等 に係る税額	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000
	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

(2)前年度に引き続き、特別徴収が継続になる場合

- ① 4月・6月・8月は、前年度の**公的年金等に係る年税額の1/6**を引き落とします(仮徴収)。
- ② 10月・12月・翌2月は、公的年金等の所得に係る年税額から仮徴収税額(4月・6月・8月分)を差し引いた額の1/3ずつを引き落とします(本徴収)。

■例えば前年度の公的年金等に係る年税額が12,000円で、今年度の公的年金等に係る年税額が18,000円とすると

徴収方法	仮徴収月			本徴収月		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
公的年金等 に係る税額	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	4,000
	前年度の年税額(12,000円)の1/6ずつ			年税額(18,000円)から仮徴収額(6,000円)を差し引いた残りの額(12,000円)の1/3ずつ		

(3)64歳以下の方は給与特別徴収または納付書等による納付となります。

- 会社等にお勤めの64歳以下の方で、給与から市県民税の徴収ができる方は、年金所得に係る市県民税についても、給与所得に係る市県民税と合わせて、給与から徴収します(給与特別徴収)。
- 給与収入がない方は、6月に送付する納付書または口座振替による納付となります。